

より選任された管理者又は同法第四十七条规定（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による法人について同法第四十九条第一項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定により置かれた理事をいう。以下同じ。）において当該建築後の区分所有住宅について長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合における当該譲渡をしようとする者（第九条第三項及び第十三条第三項において「区分所有住宅分譲事業者」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

区分所有住宅の増築又は改築をしてその構造及び設備を長期使用構造等とし、その増築又は改築後の区分所有住宅について長期優良住宅として維持保全を行おうとする当該区分所有住宅の管理者等は、国土交通省令で定めるところにより、長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

住宅（区分所有住宅を除く。以下この項において同じ。）のうちその構造及び設備が長期使用構造等に該当すると認められるものについて当該住宅の所有者その他当該住宅の維持保全の権原を有する者（以下この項において「所有者等」という。）において長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合には、当該所有者等は、国土交通省令で定めるところにより、当該住宅の維持保全に関する計画（以下「長期優良住宅維持保全計画」という。）を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

区分所有住宅のうちその構造及び設備が長期使用構造等に該当すると認められるものについて当該区分所有住宅の管理者等において長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合には、当該管理者等は、国土交通省令で定めることにより、長期優良住宅維持保全計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

五 第三項又は第四項の長期優良住宅建築等計画にあっては、次に掲げる事項

イ 建築後の住宅の維持保全の方法の概要

ロ 住宅の建築に係る資金計画

六 長期優良住宅維持保全計画にあっては、次に掲げる事項

イ 当該認定後の住宅の維持保全の方法及び期間

ロ 当該認定後の住宅の維持保全に係る資金計画

七 その他国土交通省令で定める事項

(認定基準等)

第六条 所管行政庁は、前条第一項から第七項までの規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

一 当該申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等であること。

二 当該申請に係る住宅の規模が国土交通省令で定める規模以上であること。

三 当該申請に係る住宅が良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであること。

四 当該申請に係る住宅が自然災害による被害の発生の防止又は軽減に配慮されたものであること。

五 前条第一項、第二項又は第五項の規定による認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画にあっては、次に掲げる基準に適合すること。

イ 建築後の住宅の維持保全の方法が当該住宅を長期にわたり良好な状態で使用するために誘導すべき国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

ロ 建築後の住宅の維持保全の期間が三十年以上であること。

ハ 資金計画が当該住宅の建築及び維持保全を確実に遂行するため適切なものであること。

六 前条第三項又は第四項の規定による認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画にあっては、次に掲げる事項

七 建築後の住宅の維持保全の方法の概要が当該住宅を三十年以上にわたり良好な状態で使用するため適切なものであること。

八 口 資金計画が当該住宅の建築を確実に遂行するため適切なものであること。

九 前条第六項又は第七項の規定による認定の申請に係る長期優良住宅維持保全計画においては、次に掲げる基準に適合すること。

イ 当該認定後の住宅の維持保全の方法が当該住宅を長期にわたり良好な状態で使用するために誘導すべき国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

ロ 当該認定後の住宅の維持保全の期間が三十年以上であること。

ハ 資金計画が当該住宅の維持保全を確実に遂行するため適切なものであること。

八 その他基本方針のうち第四条第一項第三号に掲げる事項に照らして適切なものであること。

二 前条第一項から第五項までの規定による認定の申請をする者は、所管庁に対して、当該所管庁が当該申請に係る長期優良住宅建築等計画（住宅の建築に係る部分に限る。以下この条において同じ。）を建築主事又は建築副主事に通知し、当該長期優良住宅建築等計画が建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出ることができる。この場合においては、当該申請に併せて、同項の規定による確認の申請書を提出しなければならない。

三 前項の規定による申請を受けた所管庁は、速やかに、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画を建築主事又は建築副主事に通知しなければならない。

四 建築基準法第十八条第三項及び第十四項の規定は、建築主事又は建築副主事が前項の規定による通知を受けた場合について準用する。

五 所管庁が、前項において準用する建築基準法第十八条第三項の規定による確認済証の交付を受けた場合において、第一項の認定をしたときは、当該認定を受けた長期優良住宅建築等計画は、同法第六条第一項の規定による確認済証の交付があつたものとみなす。

六 所管庁は、第四項において準用する建築基準法第十八条第十四項の規定による通知書の交付を受けた場合においては、第一項の認定をしてはならない。

7 建築基準法第十二条第八項及び第九項並びに第九十三条から第九十三条の三までの規定は、第四項において準用する同法第十八条第三項及び第十四項の規定による確認済証及び通知書の交付について準用する。

8 マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第二百四十九号)第五条の八に規定する認定管理計画のうち国土交通省令で定める維持保全に関する基準に適合するものに係る区分所有住宅の管理者等が前条第五項の長期優良住宅建築等計画又は同条第七項の長期優良住宅維持保全計画の認定の申請をした場合における第一項の規定の適用については、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画にあっては同項第五号に掲げる基準に、当該申請に係る長期優良住宅維持保全計画にあっては同項第七号に掲げる基準に、それぞれ適合しているもののみなす。

(認定の通知)

第七条 所管行政庁は、前条第一項の認定をしたときは、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、その旨(同条第五項の場合においては、同条第四項において準用する建築基準法第十八条第三項の規定による確認済証の交付を受けた旨を含む。)を当該認定を受けた者に通知しなければならない。

(認定を受けた長期優良住宅建築等の変更)

第八条 第六条第一項の認定を受けた者は、当該認定を受けた長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 前三条の規定は、前項の認定について準用する。

(譲受人を決定した場合における認定を受けた长期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請等)

第九条 第五条第三項の規定による認定の申請に基づき第六条第一項の認定を受けた一戸建て住宅等分譲事業者は、同項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。)を受けた长期優良住宅建築等計画(変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定長期優良住宅建築等計画」という。)に基づく建築に係る住宅の譲受人を決定したときは、当該認定長期優良住宅建築等計

画に第五条第八項第四号イ及びロに規定する事項その他国土交通省令で定める事項を記載し、当該譲受人と共同して、国土交通省令で定めるところにより、速やかに、前条第一項の変更の認定を申請しなければならない。

2 前項の規定による前条第一項の変更の認定の申請があつた場合における同条第二項において準用する第六条第一項の規定の適用については、同項第五号中「前条第一項、第二項又は第五項の規定による」とあるのは、「第九条第一項の規定による第八条第一項の変更の」とする。

3 第五条第四項の規定による認定の申請に基づき第六条第一項の認定を受けた区分所有住宅分譲事業者は、認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る区分所有住宅の管理者等が選任されたときは、当該認定長期優良住宅建築等計画に第五条第八項第四号イ及びロに規定する事項その他国土交通省令で定める事項を記載し、当該管理者等と共同して、国土交通省令で定めるところにより、速やかに、前条第一項の変更の認定を申請しなければならない。

4 前項の規定による前条第一項の変更の認定の申請があつた場合における同条第二項において準用する第六条第一項の規定の適用については、同項第五号中「前条第一項、第二項又は第五項の規定による」とあるのは、「第九条第三項の規定による第八条第一項の変更の」とする。

(地位の承継)

第十一条 次に掲げる者は、所管行政庁の承認を受け、第六条第一項の認定、第五条第五項又は第七項の規定による認定の申請に基づくものを除き、第八条第一項の変更の認定(前条第一項の規定による第八条第一項の変更の認定を含む。)を受けた者が有していた当該認定に基づく地位を承継することができる。

一 当該認定を受けた者の一般承継人

二 当該認定を受けた者から、次に掲げる住宅の所有権その他当該住宅の建築及び維持保全に必要な権原を取得した者

イ 認定長期優良住宅建築等計画に基づき建築及び維持保全が行われ、又は行われた住宅(当該認定長期優良住宅建築等計画に記載された第五条第八項第四号イ(第八条第二項において準用する場合を含む。)に規定する建築後のお宅の維持保全の期間が経過したもの)を除く。)

(記録の作成及び保存)

第十二条 第六条第一項の認定(第八条第一項の変更の認定、第九条第一項又は第三項の規定による第八条第一項の変更の認定を含む。)を含む。第十四条において「計画の認定」という。)

三 第五条第八項第四号イ及びロに規定する事項その他国土交通省令で定める事項を記載し、当該管理者等と共同して、国土交通省令で定められたところにより、速やかに、前条第一項の変更の認定を申請しなければならない。

四 前項の規定による前条第一項の変更の認定の申請があつた場合における同条第二項において準用する第六条第一項の規定の適用については、同項第五号中「前条第一項、第二項又は第五項の規定による」とあるのは、「第九条第三項の規定による第八条第一項の変更の」とする。

(報告の徴収)

第十三条 所管行政庁は、認定計画実施者に対し、認定長期優良住宅の建築又は維持保全の状況について報告を求めることができる。

(改善命令)

第十四条 所管行政庁は、認定計画実施者が認定計画を取り消すことができる。

一 認定計画実施者が前条の規定による命令に違反したとき。

二 認定計画実施者から認定長期優良住宅建築等計画又は認定長期優良住宅維持保全計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出があつたとき。

三 認定長期優良住宅建築等計画(第五条第四項の規定による認定の申請に基づき第六条第一項の認定を受けたものに限る。以下この号において同じ。)に基づく建築に関する工事が完了してから当該建築に係る区分所有住宅の管理者等が選任されるまでに通常必要と認められる期間として国土交通省令で定める期間内に認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る区分所有住宅の管理者等が選任されないとき。

四 所管行政庁は、前項の規定により計画の認定を取り消したときは、速やかに、その旨を当該認定計画実施者であった者に通知しなければならない。

(助言及び指導)

第十五条 所管行政庁は、認定計画実施者に対し、認定長期優良住宅の建築及び維持保全に関する助言及び指導を行うよう努めるものとする。

(第四章 認定長期優良住宅建築等計画等に基づく措置)

第十六条 認定長期優良住宅(認定長期優良住宅建築等計画に係るものに限る。)の建築に関する工事の完了後に当該認定長期優良住宅(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号))第一条第二項に規定する新築住宅であるものを除く。以下この項において同じ。)の売買契約を締結した売主又は認定長期優良住宅維持保全計画に記載された第五条第八項第六号イ(第八条第二項において準用する場合を含む。)に規定する当該認定長期間後のお宅の維持保全の期間が経過したものを除く。)

(口 第六条第一項の認定(第八条第一項の変更の認定を含む。)を受けた長期優良住宅が行われ、又は行われた住宅(当該認定長期間後のお宅の維持保全計画に記載された第五条第八項第六号イ(第八条第二項において準用する場合を含む。)に規定する当該認定長期間後のお宅の維持保全が行わる。)が認定長期優良住宅維持保全計画に基づき維持保全が行われ、又は行われた住宅(当該認定長期間後のお宅の維持保全計画に記載された第五条第八項第六号イ(第八条第二項において準用する場合を含む。)に規定する当該認定長期間後のお宅の維持保全が行われる。)が、認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る区分所有住宅の管理者等が選任されたにもかかわらず、第九条第三項の規定による第八条第一項の変更の認定を申請していないと認めるときは、当該認定計画実施者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができる。

3 な措置を命ずることができる。

4 所管行政庁は、認定計画実施者(第五条第四項の規定による認定の申請に基づき第六条第一項の認定を受けた区分所有住宅分譲事業者に限り)が、認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る区分所有住宅の管理者等が選任されたにもかかわらず、第九条第三項の規定による第八条第一項の変更の認定を申請していないと認めるときは、当該認定計画実施者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができる。

5 な措置を命ずることができる。

6 な措置を命ずることができる。

7 な措置を命ずることができる。

8 な措置を命ずることができる。

9 な措置を命ずることができる。

10 な措置を命ずることができる。

11 な措置を命ずることができる。

12 な措置を命ずることができる。

13 な措置を命ずることができる。

14 な措置を命ずることができる。

15 な措置を命ずることができる。

16 な措置を命ずることができる。

17 な措置を命ずることができる。

18 な措置を命ずることができる。

19 な措置を命ずることができる。

20 な措置を命ずることができる。

21 な措置を命ずることができる。

22 な措置を命ずることができる。

23 な措置を命ずることができる。

24 な措置を命ずることができる。

25 な措置を命ずることができる。

26 な措置を命ずることができる。

27 な措置を命ずることができる。

28 な措置を命ずることができる。

29 な措置を命ずることができる。

30 な措置を命ずることができる。

31 な措置を命ずることができる。

32 な措置を命ずることができる。

33 な措置を命ずることができる。

34 な措置を命ずることができる。

35 な措置を命ずることができる。

36 な措置を命ずることができる。

37 な措置を命ずることができる。

38 な措置を命ずることができる。

39 な措置を命ずることができる。

40 な措置を命ずることができる。

41 な措置を命ずることができる。

42 な措置を命ずることができる。

43 な措置を命ずることができる。

44 な措置を命ずることができる。

45 な措置を命ずることができる。

46 な措置を命ずることができる。

47 な措置を命ずることができる。

48 な措置を命ずることができる。

49 な措置を命ずることができる。

50 な措置を命ずることができる。

51 な措置を命ずることができる。

52 な措置を命ずることができる。

53 な措置を命ずることができる。

54 な措置を命ずることができる。

55 な措置を命ずることができる。

56 な措置を命ずることができる。

57 な措置を命ずることができる。

58 な措置を命ずることができる。

59 な措置を命ずることができる。

60 な措置を命ずることができる。

61 な措置を命ずることができる。

62 な措置を命ずることができる。

63 な措置を命ずることができる。

64 な措置を命ずることができる。

65 な措置を命ずることができる。

66 な措置を命ずることができる。

67 な措置を命ずることができる。

68 な措置を命ずることができる。

69 な措置を命ずることができる。

70 な措置を命ずることができる。

71 な措置を命ずることができる。

72 な措置を命ずることができる。

73 な措置を命ずることができる。

74 な措置を命ずることができる。

75 な措置を命ずることができる。

76 な措置を命ずることができる。

77 な措置を命ずることができる。

78 な措置を命ずることができる。

79 な措置を命ずることができる。

80 な措置を命ずることができる。

81 な措置を命ずることができる。

82 な措置を命ずることができる。

83 な措置を命ずることができる。

84 な措置を命ずることができる。

85 な措置を命ずることができる。

86 な措置を命ずることができる。

87 な措置を命ずることができる。

88 な措置を命ずることができる。

89 な措置を命ずることができる。

90 な措置を命ずることができる。

91 な措置を命ずることができる。

92 な措置を命ずることができる。

93 な措置を命ずることができる。

94 な措置を命ずることができる。

95 な措置を命ずることができる。

96 な措置を命ずることができる。

97 な措置を命ずることができる。

98 な措置を命ずることができる。

99 な措置を命ずることができる。

100 な措置を命ずることができる。

101 な措置を命ずることができる。

102 な措置を命ずることができる。

103 な措置を命ずることができる。

104 な措置を命ずることができる。

105 な措置を命ずることができる。

106 な措置を命ずることができる。

107 な措置を命ずることができる。

108 な措置を命ずることができる。

109 な措置を命ずることができる。

110 な措置を命ずることができる。

111 な措置を命ずることができる。

112 な措置を命ずることができる。

113 な措置を命ずることができる。

114 な措置を命ずることができる。

115 な措置を命ずることができる。

116 な措置を命ずることができる。

117 な措置を命ずることができる。

118 な措置を命ずることができる。

119 な措置を命ずることができる。

120 な措置を命ずることができる。

121 な措置を命ずることができる。

122 な措置を命ずることができる。

123 な措置を命ずることができる。

124 な措置を命ずることができる。

125 な措置を命ずることができる。

126 な措置を命ずることができる。

127 な措置を命ずることができる。

128 な措置を命ずることができる。

129 な措置を命ずることができる。

130 な措置を命ずることができる。

131 な措置を命ずることができる。

132 な措置を命ずることができる。

133 な措置を命ずることができる。

134 な措置を命ずることができる。

135 な措置を命ずることができる。

136 な措置を命ずることができる。

137 な措置を命ずることができる。

138 な措置を命ずることができる。

139 な措置を命ずることができる。

140 な措置を命ずることができる。

141 な措置を命ずることができる。

142 な措置を命ずることができる。

143 な措置を命ずることができる。

144 な措置を命ずることができる。

145 な措置を命ずることができる。

146 な措置を命ずることができる。

147 な措置を命ずることができる。

148 な措置を命ずることができる。

149 な措置を命ずることができる。

150 な措置を命ずることができる。

151 な措置を命ずることができる。

152 な措置を命ずることができる。

153 な措置を命ずることができる。

154 な措置を命ずることができる。

155 な措置を命ずることができる。

156 な措置を命ずることができる。

157 な措置を命ずることができる。

158 な措置を命ずることができる。

159 な措置を命ずることができる。

160 な措置を命ずることができる。

161 な措置を命ずることができる。

162 な措置を命ずることができる。

163 な措置を命ずることができる。

164 な措置を命ずることができる。

165 な措置を命ずることができる。

166 な措置を命ずることができる。

167 な措置を命ずることができる。

168 な措置を命ずることができる。

169 な措置を命ずることができる。

170 な措置を命ずることができる。

171 な措置を命ずることができる。

172 な措置を命ずることができる。

173 な措置を命ずることができる。

174 な措置を命ずることができる。

175 な措置を命ずることができる。

